



Title	第25回ワークショップ西洋史・大阪 報告要旨 : 2021年6月12日大阪大学
Author(s)	
Citation	パブリック・ヒストリー. 2022, 19, p. 76-79
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87102
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

第 25 回ワークショップ西洋史・大阪 報告要旨

2021 年 6 月 12 日 大阪大学

1. 19 世紀初頭イギリス領西インドにおける在地地主の政治参加

——奴隷貿易廃止期の議論を中心に——

森井一真（日本学術振興会特別研究員・大阪大学大学院）

イギリスは、1807 年に帝国内の奴隷貿易を廃止した。奴隷貿易廃止の議論が行われた時期（1787-1807 年）は、同時に、植民地統治の方法をめぐる議論が始められた時期でもあった。奴隷貿易廃止をめぐるのは、「西インド利害関係者」と廃止論者の対立関係が想定されてきた。一方、植民地統治をめぐるのは、植民地によって偏差があるものの、本国の改革派と、改革に反対する白人定住者の対立関係が注目されてきた。これら二つの対立関係のあいだには、一定の相関が想定されているが、その明示は課題として残されている。本報告は、奴隷貿易廃止期の本国と植民地のあいだで生じた対立に着目し、植民地現地で活動した人々が本国の植民地改革にどのように対応したか、とくにその際にどのような人的ネットワークを活用したかを検討する。事例として、奴隷貿易廃止の議論と並行して行われた、西インドでの黒人兵登用問題を取り上げる。この問題には、スコットランド出身者が一定の関与を持っていた。その一例として、黒人兵の反乱を契機にドミニカ総督を解任され、軍事法廷で裁判にかけられたコ克蘭・ジョーンストーン（Cochrane Johnstone, Hon. Andrew James, 1767-1833）が持つネットワークを分析する。奴隷貿易廃止とは異なる問題で生じる、在地プランターと不在地主の対立に、両者と重なりつつ独自の位置から関与したスコットランド出身者のネットワークを提示したい。

2. 19 世紀後半イギリス海軍における機関科士官の養成

——「ジェントルマン」技術者を目指して——

北川涼太（広島大学大学院）

工業化にともなう技術革新は、19-20 世紀にかけてイギリス海軍の様相を大きく変化させた。近年、イギリス海軍における技術革新の進展に影響を及ぼした要因の一つとして、艦船の指揮・操艦にあたる海軍士官や兵員の社会的・文化的要因が注目されている。本報告が対象とする機関科士官（engineer officers）は、艦船・施設の蒸気機関を操作・管理するため 19 世紀前半に導入され、士官層の最下位から段階的にその地位・待遇を上昇させていった。こうした機関科士官の立場の変化は、イギリス海軍における蒸気機関の普及と重要性の高まりだけでなく、職人から技術

者へという機関科士官自身の性質の変化によっても規定されていたのである。

本報告では、その変化を促した存在として、イギリス海軍が有した技術者養成機関に着目し、機関科士官の性質に及ぼした影響について検討する。イギリスにおける一般的な技術者と同様に、機関科士官は 19 世紀中期までもっぱら徒弟制によって養成されており、専門的知識を習得する機会是与えられていなかった。一方で、イギリス海軍は科学的知識に基づく造船を推進する官民双方の人々の拠点として機能しており、彼らの活動によって、高等教育を含む技術者養成機関が 19 世紀中期に確立された。機関科士官は、この技術者養成機関を通して高度な専門技能・知識を習得し、海軍の技術的要職だけでなく、関係する政府他部局や民間にも進出していったのである。

3. 古典期アテナイ社会における名誉と「冠の授与」の慣行

篠原 道法（立命館大学非常勤講師）

古代ギリシアにおいて、名誉は社会を規定する重要な要素の一つであった。古典期アテナイについて言えば、前 5 世紀中葉以降、民主政の進展もあり、個人の名誉の顕示が強く規制されて、あくまで与えられた義務を受動的に果たすことが人々に求められた。そして前 4 世紀、とくにその後半に入ると、財政の逼迫が大きく影響して、人々のポリスへの能動的な奉仕の期待を込めて顕彰が頻繁に行われ、個人の名誉が肯定的な評価を受けるに至ったとされる。

本報告では、上述の古典期アテナイにおける名誉をめぐる規範の変化の実態の一端を、顕彰での「冠の授与」の慣行に注目して明らかにしようと試みた。

その結果、まず、顕彰におけるこの慣行は、前 5 世紀後半から 1 世紀ほどかけて、対象理由を戦時下での貢献から平時での貢献へ、また対象者を外国人から市民へと徐々に拡大しており、かかる慣行、そして名誉をめぐる新たな規範の市民一般への浸透には時間を要したことが明らかとなった。次に、「冠の授与」の慣行はポリスに先行してその下部組織の顕彰で普及したこと、また私的な墓碑・奉納物でも、個人の功績の賞賛や「冠の授与」の慣行の表現が、顕彰碑文でのこの慣行への言及と同時期に登場し、さらには後者に先行する可能性さえあることが示された。これらの事実は、古典期アテナイにおいて、ポリスの民会や法廷といった場以外の、より日常的な次元での人々のコミュニケーションが、名誉をめぐる規範の変化に大きく寄与したことを物語っている。

4. ヘレニズム時代エジプトにおけるワニ信仰とその施設

清水麻里奈（日本学術振興会特別研究員・名古屋大学大学院）

古代エジプト末期王朝時代（前7世紀）以降、動物を特定の神性をもつ生きた顕現とみなし、ミイラ化されて専用の施設へと埋納する動物崇拜が胚胎した。その内実は不明瞭であるが、エジプト語史料の分析からは現世利益のために、神助を求めて動物ミイラを捧げることで人々は神の権能を希求していたのではないかと考えられている。この信仰は、後続するプトレマイオス朝時代に隆盛を極め、ローマ帝政期に衰退していく。

本発表は、このような動物崇拜の中でも衰退期に人気を博したワニ信仰に着目し、ギリシア語史料とワニ神に捧げられた神殿からの考察を行う。ワニ信仰は紀元後1世紀と後2世紀の最初の数十年に栄えた信仰であり、エジプト各地の在地の宗教文化とギリシア・ローマの宗教文化の混交がみられることから、グレコ・ローマン時代のエジプトにおける宗教的シンクレティズムを解明するための有効な手立てとなる信仰であると指摘されてきた。しかし、先行研究では、史料の豊富なファイユーム地域に焦点が当てられ続け、異なる地域との比較を行った分析は殆ど行われていない。そこで、発表者が参加しているアコリス遺跡においてもワニ信仰が確認できることから、アコリスとファイユームのワニ信仰の様相を比較することで、エジプト領域部における宗教面での文化変容を考察する。

5. 市民層の「野蛮化」？

—ドイツ革命期におけるハレ住民軍をめぐって—

今井 宏昌（九州大学）

1918/19年のドイツ革命、そしてヴァイマル共和国建国から100周年を迎え、欧米の歴史学界ではここ数年、当該テーマに関する研究が相当の質と量をもって発展している。とりわけ革命期に志願兵部隊「義勇軍 (Freikorps)」が行使した左翼急進派への政治的暴力をヴァイマルの「建国暴力 (foundation violence)」と捉え、その分析を試みたジョーンズ (Mark Jones) の研究は、1990年代以降のドイツ・ヨーロッパ近現代史研究で注目されたモッセ (George L. Mosse) の「政治の野蛮化 (brutalization of politics)」テーゼとその再検討を踏まえた研究として、重要な意義をもつ。

しかしながら、ジョーンズの研究には、①首都ベルリンの事例の一般化、②義勇軍以外の志願兵部隊の捨象、③義勇軍の暴力からナチ暴力への単線的連続性の強調、といった問題が

指摘されている。そこで本報告では、ベルリンとは異なり 1918 年末まで暴力的な紛争が起きなかったザクセン県の工業都市ハレでの革命を事例に、義勇軍と同時に登場した「住民軍 (Einwohnerwehr)」の編成過程、階層構成、そして組織としての性格を明らかにすることで、ジョーンズの議論の相対化を図りつつ、「政治の野蛮化」や「暴力の連続性」の問題に一石を投じたい。焦点となるのは、住民軍の存在がハレ市民層の「野蛮化」、つまりは政治的暴力の受容と積極的行使の証左といえるか否かである。

6. 「帝国」日本に人種平等は必要だったのか？

一人種差別撤廃条項再考

酒井一臣 (九州産業大学)

本報告は、1919 年のパリ講和会議で日本が提案した国際連盟規約への人種差別撤廃条項案の意味を再考することである。これまで、この提案は、山東問題の取引材料、日本人移民排斥問題への抗議等の別問題と関連させて論じられることが多かった。くわえて、日本じたいが中国人・朝鮮人等を差別していたこととの矛盾も指摘されてきた。

本報告では、①人種差別撤廃は「普遍的」な目標であった、②日本の提案には合理的な説明ができることの 2 点が従来の研究で前提にされていたことを疑問視する。

人種は、きわめて曖昧な概念であった。日本人を黄色人種とすれば周辺民族と同種となるため、「日本人種」との表現で日本人を特別扱いする議論が多く生まれた。この文脈で、当時は人種差別撤廃とは「日本人種」への差別撤廃と同義と考えられたのではないか。

他方、日本のアジア支配を正当化するためには、周辺民族が日本より「劣った」存在であった方がよかった。人種の階層的差異を強調する「文明国標準」の論理は、当時の日本では当然視されていた。現在の価値観からすれば矛盾していても、条項案を提案した日本にとって、人種差別撤廃の精神が確認され、白人の日本人差別がなくなればよく、日本と欧米での人種差別が継続することを矛盾と考えていなかったのではないか。

すなわち、「帝国」日本には人種平等は不要であり、日本の利益となればよいという姿勢が、日本の国際協調外交の混迷の一因となった。